奄美市公立保育所業務支援システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準書

別紙２

１ 評価基準書の位置付け

 本評価基準書は，奄美市公立保育所業務支援システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領「９ 選定方法」に記載する令和7年度奄美市公立保育所業務支援システム選定委員会（以下「選定委員会」という。）における審査方法のほか，審査に当たっての評価項目，配点等を定める。

２ 審査方法

(１) 選定委員会は，提出された企画提案書やプレゼンテーション等を踏まえ，総合的に評価を行うものとする。

ア 評価の合計点が最上位である者を契約候補者とし，次に高いものを次点の候補者として選定する。

イ 最高得点者が複数の場合は，選定委員会で協議のうえ決定する。ただし，合計点が最上位であっても，得点が著しく低い審査項目がある等の場合は，契約候補者に選定しないことがある。

ウ 評価の合計点が最上位の者であっても,各選定委員の合計点の平均が６０点未満の事業者は契約候補者に選定しない。

エ 参加者が１者の場合においても,各選定委員の合計点の平均が６０点未満の事業者は契約候補者に選定しない。

オ 選定委員会での選定は非公開とし，審査結果に対する異議申立てには一切応じない。

(２) プレゼンテーション審査は，１参加者当たり，プレゼンテーション及びデモンストレーションをじゅん美時間を含め３０分程度，質疑応答を１０分程度の合計４０分以内とする。なお，プレゼンテーションは，「３　評価基準：企画提案書に基づく評価」に記載されている評価項目順に進行すること。

３　評価基準：企画提案書に基づく評価（満点：100点）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 評価項目 | 小項目 | 評価基準 | 配点 |
| １ | 業務遂行能力 |  | ・地方自治体に対し，本業務と同種・同様の業務を行った実績を有しているか。・本業務に関する専門知識や経験を有し，業務の的確な遂行が可能であるか。 | 10 |
| ２ | 経費の見積り | 見積金額 | ・企画提案に対して適正な見積金額が提示されているか。 | 10 |
| ３ | 公立保育所業務支援システム | 操作性 | ・利用者及び職員が使用する上で使いやすく，かつ分かりやすい構成となっているか。 | 20 |
| ４ | 機能性 | ・保育業務支援や保護者利便性向上を実施するにあたり，実用的な機能を備えているか。 | 20 |
| ５ | サポート体制 | ・問い合わせへの対応，緊急時対応，オンラインサポート等は充実しているか。・施設職員等への研修内容は，適切なものとなっているか。 | 20 |
| ６ | セキュリティ対策 | ・情報セキュリティに配慮した効果的な対策がとられているか。 | 20 |

〈企画提案書の評価基準〉

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価 | 配点20 | 配点10 |
| 想定より非常に優れているもの | 17～20 | 9～10 |
| 想定より優れているもの | 12～16 | 7～8 |
| 普通であり，想定される範囲のもの | 7～11 | 4～6 |
| やや劣っているが許容できるもの | 2～6 | 2～3 |
| 劣っているもの | 1 | 1 |